

第1回委員会の振り返り

令和8年(2026年)7月7日

熊本市 環境局

環境推進部 水保全課

第1回委員会の主な意見と今後の方向性

		委員意見	今後の方向性
地下水採取 【資料2】	許可届出	ゾーニングによる重点的な採取規制は局所的な地下水への影響防止に有効	ゾーニングを含む採取規制強化の検討
	湧水地保全	- 地下水量把握には湧水量のモニタリングが重要 - 八景水谷等での湧水量把握の必要性	地下水位や採取量等の既存データを踏まえ、対応を検討
	過剰な採取の抑制	「過剰」の定量的な基準設定は困難であり、過剰な採取が疑われる場合に迅速に対応できる仕組みが必要 - 経済活動への影響に配慮した慎重な検討が必要 - 企業の地下水の適正利用の可視化が必要	- 地下水の採取状況を把握する仕組みの強化 - 地下水保全上の支障が懸念される場合に対応できる制度の検討
地下工事 【資料3】		- 事前協議は環境局も関与する仕組みが必要 - 地下工事の対象工事に井戸掘削工事も明記すべき。 - 地下工事届出後にも実際の工事での排水量報告や検査等の監視体制が必要。	- 井戸掘削工事を含まれる対象工事の整理 - 関係部局と連携した届出、事前協議、報告制度の検討
土地取引 【資料4】		- 法的規制には限界があるが、現状可能な対策が必要 - 事前届出により土地取引の把握の検討が必要	既存の届出制度・土地利用規制により一定の把握・管理が可能であり、既存制度や地下水採取規制と合わせて検討
緊急時の措置		—	- 汚染原因となる対象物質の見直しを検討 - 第3回以降の見直し委員会にて議論予定
廃棄物処分場		水質保全の観点から、安定型処分場の設置は今後認めず、管理型処分場にのみ限定する等、厳しい規制が必要	- 廃棄物処分場は廃棄物処理法の規制対象となっているため、条例での規制がどの程度可能なのかについて、法制担当課と協議中 - 第3回以降の見直し委員会にて議論予定
広域連携		県や熊本地域(熊本市含む11市町村)も巻き込んだ規制強化を考えてほしい。	- 熊本地域市町村への本市の条例見直し状況の情報共有 - 県や関係市町村との連携強化

地下水採取に係る規制について

令和8年(2026年)7月7日

熊本市 環境局

環境推進部 水保全課

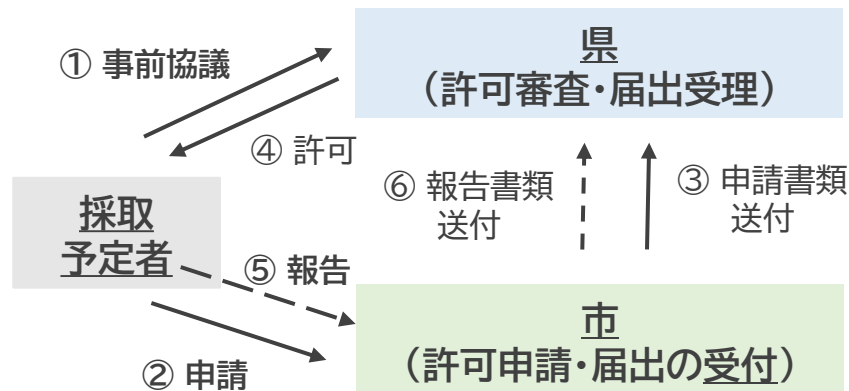
地下水採取にかかる手続き(熊本県地下水保全条例)

【許可・届出の区分】

地域名	吐出口の断面積		手続き
重点地域 (熊本市)	揚水機	6㎢超～19㎢以下	届出
		19㎢超(※)	許可
	自噴井戸	19㎢超	届出

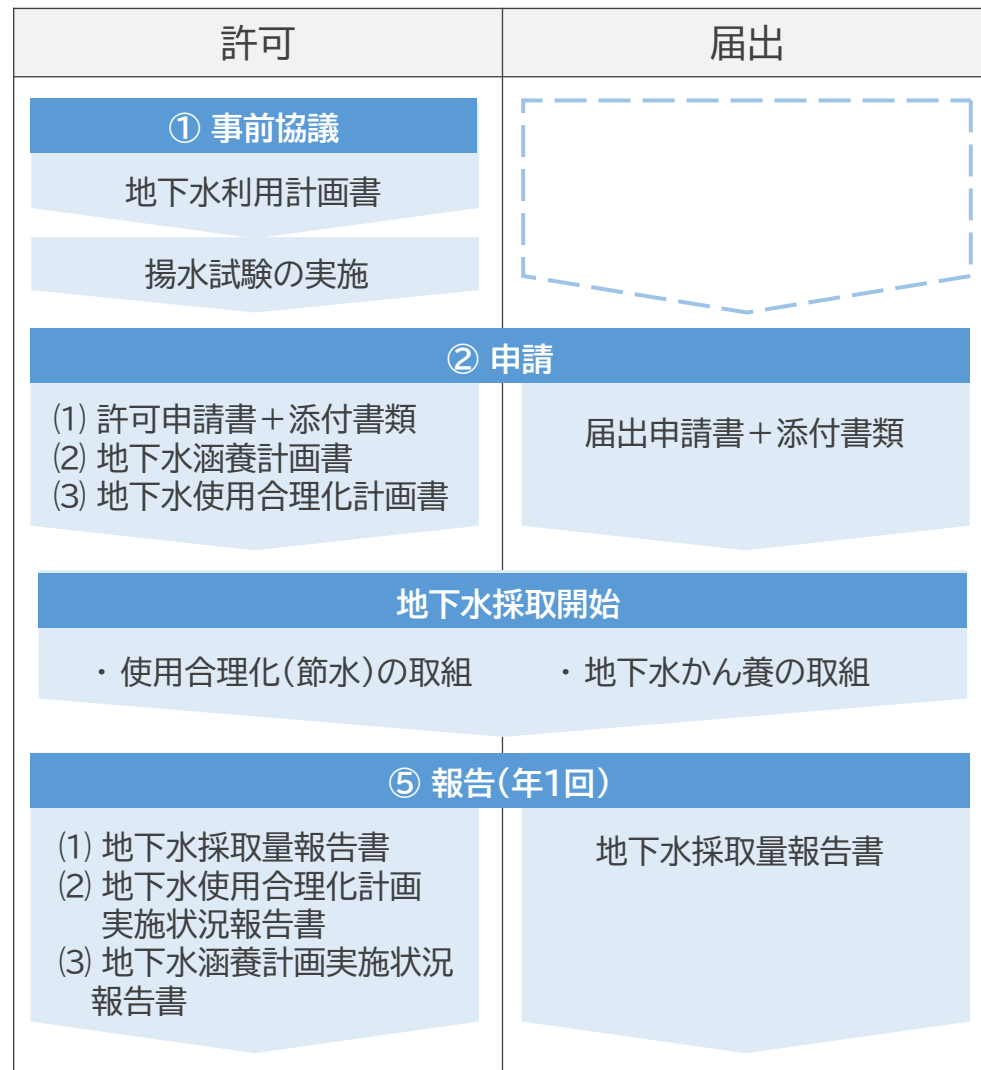
※農業用井戸は除く

【手続きの窓口:県・市の役割】



- ・ 県条例に基づく許可・届出制度を適用
- ・ 市は書類の提出窓口の役割を担っている。

【(参考)手続きの流れ】

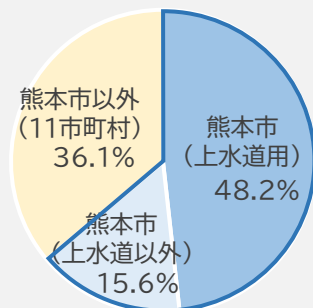


市条例における地下水採取規制強化の背景

熊本地域最大の採取自治体としての管理

- 熊本地域は同じ地下水盆を共有し、市内を流れる地下水は阿蘇外輪山西側の熊本台地で育まれている。
- 本市は年間約1億 m^3 の地下水を上水道・工業用・農業用等様々な用途で利用しており、最大の採取自治体として適正管理が必要。

【熊本地域の地下水採取量】



熊本地域の採取量の約64%

水道水源の保護

- 市民73万人が利用する水道は100%を地下水で賄われており、地下水は市民生活に欠かせない資源。
- 年間約7,800万 m^3 の地下水が上水道としてくみ上げられ、最大の水源地である健軍水源地では、市全体の水道水の1/4の水がくみ上げられている。
- 現在の水道需要を賄うことのできる代替水源の確保は困難であり、将来に亘って水道水源を守っていくことが必要。

湧水地等の水環境の保全

- 平成の名水百選に選出された水前寺・江津湖湧水群や水遺産など、市内には豊富な地下水に基づいた自然環境や水文化が多数あり、これらの保全につながる地下水保全が必要。
- 江津湖は、日量約58万トンの湧水量を持つ市内最大の湧水地であり、約600種類の動植物が生息する、多くの市民に親しまれるシンボリック存在である。



市条例における地下水採取規制強化の背景

新たな水需要への対応

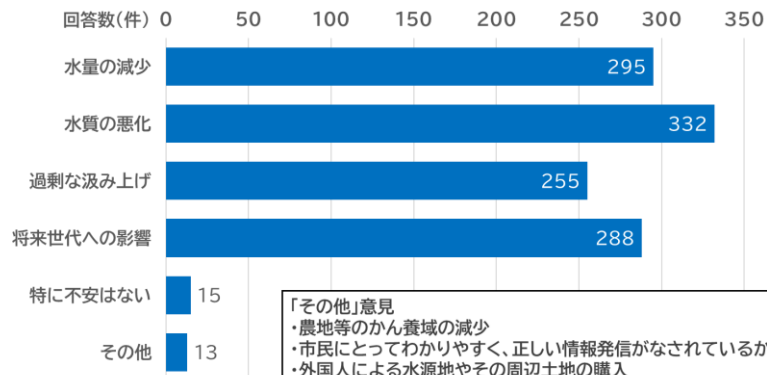
- 近年菊陽町等への半導体関連企業の進出に伴い新たな産業用地の整備を推進している。
- 現在、6地区が産業用地の整備対応地区として設定されている。
- 今後、大規模に地下水を採取する企業の立地の可能性が想定され、適正に管理する仕組みが必要。



地下水保全に対する市民の意見

- 本市の地下水への懸念や地下水保全に関する市民アンケートを実施したところ、430名から回答があり、回答者の多くが水量の減少や過剰な汲み上げに不安を感じているという結果であった。

Q4 地下水に関して、不安に感じることはありますか。(複数選択可)



- 県条例に基づく現状の規制は、広域的な地下水保全の面で重要な役割を果たす。
- 本市においては、更に水源保護や自然環境保全の観点から将来に亘る保全が必要。

「県の広域的な枠組みを基に

将来想定される地下水への影響を未然に防ぐ市独自の規制を整備

現行制度の課題

課題1

複数の届出井戸
による採取への対応

- 同一敷地内に複数の届出井戸を設置することで、実質的に許可井戸と同規模の採取が可能となる場合がある。
- 事前に揚水試験等を求められないため、周辺地下水位への影響の把握が困難。
- かん養義務が課されないことから、水収支バランスへの影響の恐れがある。

課題2

過剰な採取の抑制

- 市が採取予定量を事前に把握し、必要な助言・指導を行う仕組みが不十分である。
- 採取開始後の状況の把握や管理の仕組みが不十分である。
- 措置・罰則が抑止力に欠ける。
- 判断基準が不明瞭なことから実効的な運用が困難

課題3

水源や湧水など
特定地域の保全

- 水道水源周辺で地下水位低下等が生じた場合、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがある。
- 湧水地周辺で地下水の過剰な採取が発生した場合、湧水量の減少や水辺環境の悪化につながる恐れがある。

市による地下水採取状況の正確な把握と適切な管理・指導ができる体制づくり

許可・届出制の導入・区分

採取開始後の把握・管理

ゾーニングによる規制

今回議論いただきたい事項

◆ポイント1 許可・届出制の導入・区分

- ✓ 県条例の仕組みを基に、市条例へ許可・届出制度を導入する場合の区分・基準の考え方をどう整理すべきか。

◆ポイント2 採取開始後の把握・管理

- ✓ 採取開始後の把握・管理のため、採取者へ求める義務・取組のあり方をどう考えるか。

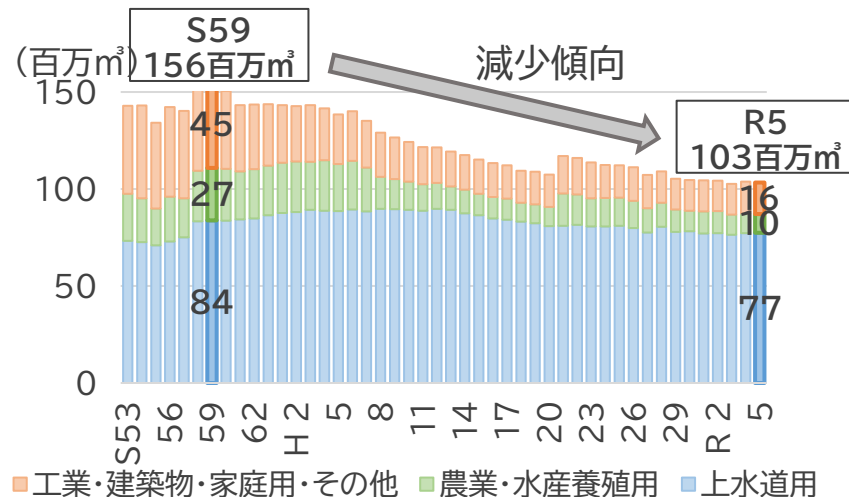
◆ポイント3 ゾーニングによる規制

- ✓ 地下水採取の影響が大きいと考えられる地域について、重点的な規制を行う必要性や区域設定の考え方をどう整理すべきか。

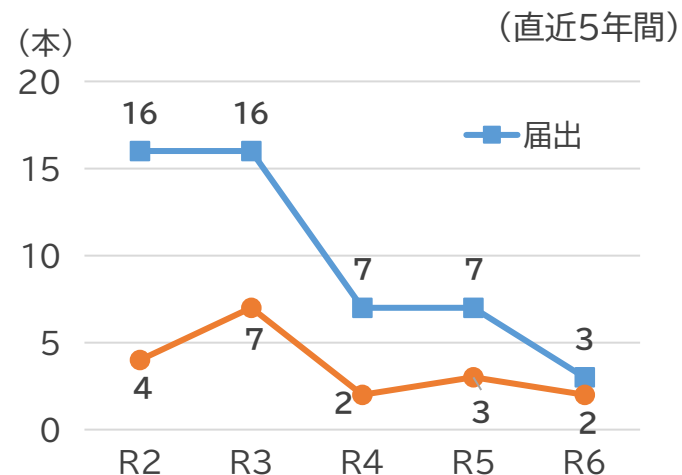
ポイント1: 許可・届出制の導入・区分

◆現状①:本市の地下水採取状況

【地下水採取量の推移】



【新規許可・届出井戸の本数】



【既存井戸の用途別内訳】

(R8年4月時点)

		上水道用	工業用	都市活動用	農業用	その他	合計
許可	井戸本数(本)	101	114	257	0	37	509
	R6採取量(m³)	66,579,795	6,532,888	5,935,736	0	484,680	79,533,099
届出	井戸本数(本)	13	97	282	931	185	1,508
	R6採取量(m³)	12,018,148	479,131	1,453,471	9,096,868	1,076,485	24,124,103

※用途の詳細

- ・工業用:食料品製造、繊維工業、木材、パルプ・紙製品、出版、化学工業、石油製品ゴム製品、鉄鋼業、一般機械、電子機器、工業用水道等
- ・都市活動用:一般事務所、百貨店・小売店、飲食店、不動産、運送業、旅館・ホテル、公衆浴場、映画館、病院、清掃事務所、学校、官公庁等
- ・その他:水産養殖、家庭用等

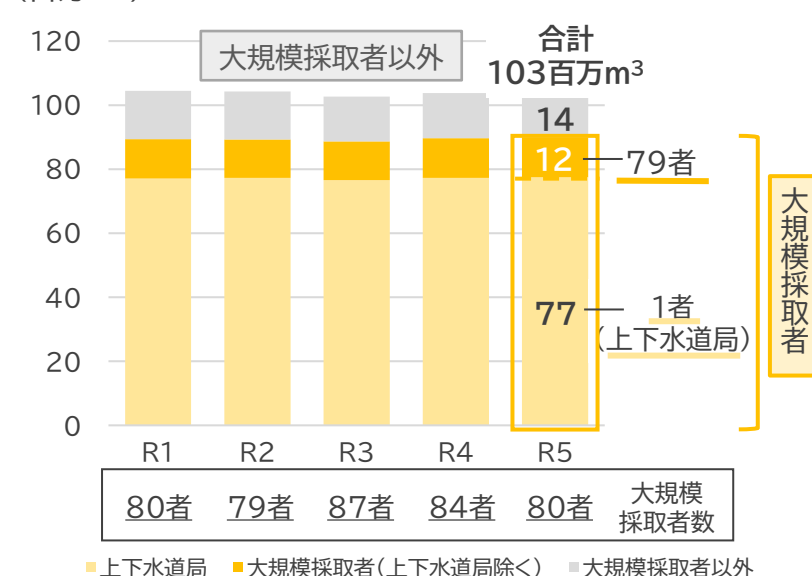
ポイント1: 許可・届出制の導入・区分

◆現状②: 大規模採取者

【大規模採取者】

- 年間採取量 30,000m³超 の採取者
※県条例に基づく許可・届出井戸に限らない
※農業用は対象外
※同一敷地内に複数の井戸がある場合は合計採取量
- 大規模採取者の採取量は全地下水採取量の約90%を占める。
- 毎年、以下の書類提出を義務付け、実施状況報告書はその内容を市HPにて公開
 - ☑ 節水計画書
 - ☑ 節水計画の実施状況報告書
 - ☑ 地下水のかん養対策の取組状況報告書

(百万m³) (参考)地下水採取量の推移



【R6大規模採取者内訳】 ※採取者数85者、井戸本数288本

		上水道用	工業用	都市活動用	その他	合計
許可	井戸本数(本)	101	59	83	7	250
	R6採取量(m ³)	66,579,795	6,185,696	4,564,235	291,434	77,621,160
届出	井戸本数(本)	13	2	10	13	38
	R6採取量(m ³)	12,018,148	57,132	250,755	640,652	12,966,687

ポイント1:許可・届出制の導入・区分

◆許可・届出の区分方法

		吐出口断面積		地下水採取量				使用用途	
				揚水設備(井戸1本)		同一敷地内			
メリット		・着工前に手続きの判断がしやすい ・審査・完了検査での確認が容易		・採取量に応じた規制が可能 ・大量採取予定者を把握しやすい		・複数井戸による大量採取に対応しやすい ・敷地単位で実態把握しやすい		・採取量増加が見込まれる用途への重点化が可能	
デメリット		・採取量に応じた規制が不可能 ・複数井戸に対する大量採取に対応しにくい		・着工前に手続きが確定しにくい ・過少申告対策として確認体制が必要		・同一敷地の定義・把握・管理が複雑		・用途区分の根拠整理が難しい	
分類 (例)	許可	19㎢超	熊本県 ※重点地域	50㎢/日以上	川崎市	10㎢/日以上	富士吉田市	—	石川県
	届出	6㎢超 19㎢以下		—		—		工業用水 建築物用水	
	補足				上記自治体では、分類にあたっては、 <u>吐出口断面積と組み合わせ</u> て規制				

現状の許可・届出分類を基本として、
地下水採取量や使用用途を補完的に組み合わせることで、市独自の上乗せ規制を検討する。

ポイント1：許可・届出制の導入・区分

◆新たな許可・届出区分(例)

吐出口の断面積		手続き
揚水機	6㎢超～19㎢以下	届出
	19㎢超(※)	許可
自噴井戸	19㎢超	届出

【現行】

		①吐出口断面積による規制強化	②吐出口断面積と井戸1本当たりの採取量の組み合わせによる規制	③吐出口断面積と同一敷地内の採取量の組み合わせによる規制
許可		・吐出口断面積 <u>6㎢超</u>	・吐出口断面積 <u>19㎢超</u> ・吐出口断面積6㎢超のうち1本あたりの年間採取量 <u>1万㎢超</u>	・吐出口断面積 <u>19㎢超</u> ・吐出口断面積6㎢超のうち同一敷地内年間採取量 <u>3万㎢超</u>
届出		・吐出口断面積 <u>6㎢超</u> (農業井戸・自噴井)	・吐出口断面積 <u>6㎢超19㎢以下</u> ※上記許可井戸除く	・吐出口断面積 <u>6㎢超19㎢以下</u> ※上記許可井戸除く
既存井戸への影響 (※新たに届出→許可になる井戸)	対象	農業用・自噴井を除く全ての届出井戸	年間採取量が1万㎢超の届出井戸	大規模採取者の届出井戸
	井戸本数	570本程度	190本程度	40本程度
手続きの分かりやすさ		分かりやすい	分かりやすい	分かりにくい
補足		・規制強化の度合いが強く、その合理性の整理が必要 ・許可井戸の本数が増えるため、採取者・行政側ともに負担が増える。	・吐出口断面積と採取量の分類の両方の利点を享受できる。(吐出口が小さいが採取量が多い井戸を対象とした規制が可能)	・複数井戸への対応に有効だが、井戸単位の許可制との整理が必要。 ・同一敷地内の定義・把握・管理が複雑。

ポイント2: 採取開始後の把握・管理

◆新たな義務の追加例

新たな義務規定により、地下水量の状況把握の精度を高め、地下水の適正利用と保全に繋げる

		水量測定器の設置	地下水位データの報告	かん養対策の強化
現状	対象	許可井戸	—	許可井戸
	内容	• 水量測定器の設置義務 (熊本県地下水保全条例第30条)	• 既存の規定なし	• 採取量に見合う量のかん養義務 ※原則採取量の10割 ※R5.10.1時点既存井戸は努力義務 (熊本県地下水保全条例第34条)
新たな義務 (例)		• 水量測定器設置の対象拡大	• 地下水位データ提出の努力義務 (年1回、採取量報告時に提出)	• 現在かん養義務のない井戸に対する 地下水かん養の努力義務の追加 (数値目標の設定)
趣旨		地下水採取量の正確な把握	井戸周辺の地下水の状況把握	水収支バランスの更なる安定化
効果		• 採取量報告時の過少報告の防止 • 水収支データの精度向上	• 異常の早期検知 • 地域別の地下水データの蓄積	• 地下水量の増加
導入に向けた 検討事項		• 既存井戸への適用の経過措置等配慮が必要	• 報告方法等の整理が必要	• 対象範囲や数値目標の検討、既存井戸 への配慮等の検討が必要

ポイント3:ゾーニングによる規制

◆ゾーニングを導入する場合の検討事項

①重点的に対応すべき地域の整理

- ・ 水道水源、湧水地等の地下水保全上、重要な地域の洗い出し
- ・ 周辺地域での地下水の採取状況の把握や地下水位への影響の可能性を踏まえ、重点的な対応の必要性の判断

②対象範囲の設定

- ・ 重点的に対応すべき地域の範囲の設定方法の検討
例:水源から半径〇m、町名単位など
- ・ 地下水流動や地形・地質を踏まえた範囲設定の必要性の判断

③区域内での規制内容の整理

- ・ 許可・届出区分の検討
- ・ 新たな義務規定の追加や強化の検討

有識者等で構成される 審議会等への意見聴取

(参考)他都市条例

地下水保全(水源地域保全)のための地域設定時に、審議会等の意見を聴取を行う例

- ・ 長野県:水道水源保全地区の設定
- ・ 静岡県:水源保全地域の指定

ゾーニングの導入には、
対象地区・区域範囲の合理性、規制内容を一体的に整理する必要がある。

ポイント3:ゾーニングによる規制

◆地下水の採取状況

各水源地や湧水池の周辺の許可・届出井戸の地下水採取状況について集計

※水源地周辺:各水源地の半径500m以内に含まれる町名にある許可・届出井戸について集計

※江津湖周辺:江津湖に面する町名にある許可・届出井戸について集計

地域		上水道用	上水道用以外					総合計
			工業用	都市活動用	農業用	その他	合計	
健軍 庄口 水源地	井戸本数(本)	19	2	20	4	7	33	52
	R6採取量(m³)	31,865,459	10,097	374,175	45,834	439,302	869,408	32,734,867
池上 水源地	井戸本数(本)	3	9	7	4	1	21	24
	R6採取量(m³)	1,100,558	208,310	288,029	19,374	720	516,433	1,616,991
川尻 水源地	井戸本数(本)	2	11	14	17	1	43	45
	R6採取量(m³)	2,400,884	1,717,927	90,731	55,461	657	1,864,776	4,265,660
麻生田 水源地	井戸本数(本)	7	2	6	3	0	11	18
	R6採取量(m³)	8,260,208	28,908	52,988	22,644	0	104,540	8,364,748
江津湖	井戸本数(本)	21	6	42	163	13	224	245
	R6採取量(m³)	34,405,629	23,688	517,345	1,142,522	450,065	2,133,620	36,539,249

本日の議論の整理と今後の検討

【課題】

課題1

複数届出井戸
による採取への対応

課題2

過剰な採取の抑制

課題3

水源や湧水など
特定地域の保全

【ポイント】

許可・届出制の導入・区分

採取許可・届出制度の導入・見直し

- ・ 揚水機の吐出口断面積による規制
- ・ 採取予定量による規制
- ・ 地下水の使用用途による規制

採取開始後の把握・管理

新たな義務規定

- ・ 水量測定器の設置
- ・ 地下水位データの報告
- ・ かん養対策の強化

ゾーニングによる規制

ゾーニング設定の検討

- ・ 重点的に対応すべき地域の整理
- ・ 対象範囲の設定
- ・ 区域内での規制内容の整理

3つの論点を組み合わせて課題への対応を検討

【今後の流れ】

第2回委員会 ※今回	第3回委員会	第4回委員会～
・ 各論点について意見聴取 ・ 採取許可・届出の導入・区分について方向性整理	・ 具体案の提示・議論 ・ 基準値・義務規定・対象範囲等の整理	・ 答申に向けた取りまとめ

地下工事に係る規制について

令和8年(2026年)7月7日

熊本市 環境局

環境推進部 水保全課

地下工事における届出と事前協議について

【条例の規定】(地下工事における地下水への影響防止)

第23条 建築工事等において地下工事(杭打ち工事その他の工事で規則で定めるものをいう。)を行う者は、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。

2 深さが10メートルを超える地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

【条例の解説】

- 地下工事を行おうとする者は、工事に先立ってその責任のもとに地下水への影響のおそれの有無を調査しておくことが必要となり、仮に影響を及ぼすおそれがあるような場合には、保全のための措置を講じなければならないこととなる。
- 届出の内容から判断して、地下水に与える影響の内容に比して、措置の内容が明らかに不十分であるなどの場合には、市は、是正のための指導を行う。

地下工事における届出と事前協議について

【条例の規定】(水道水源周辺工事の事前協議)

第24条 市の水道事業における水道の水源となる井戸から規則で定める距離の範囲内で、水道事業の管理者が別に定める地域において地下工事を行おうとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ水道事業の管理者と協議しなければならない。

【規則】

第9条 条例第24条の規則で定める距離は、井戸の中心からおおむね半径500mとする。

【条例の解説】

- 地下工事により水道水源に汚濁等の事故が発生すれば市民生活に重大な支障が生じるおそれがあるため、第23条の規定による措置義務、届出義務に加えて、水道水源への影響に関し、より確実にチェックを行う仕組みとして協議を義務化したものである。
- 事前に協議することについて義務としているが、協議という行為そのものは基本的には「対等の立場で話し合う」という意味であることから、協議の義務違反に対する直接のペナルティは設けていない。

地下工事の届出と事前協議について

■現状の規制

■地下工事届出

【対象工事】

深さ10mを超える地下工事

【届出内容】

- ・ 工事の種類
- ・ 杭の長さ
- ・ 工事に使用する薬剤の種類 など

■水道水源周辺の事前協議

【対象工事】

水道水源から半径約500m内の地下工事

※協議先は市上下水道局。

工事における深さ関係なく協議が必要。

【協議内容】

- ・ 工事手法や施工時期の確認
- ・ 必要に応じて、工事の変更の協議

●届出に必要な資料

- ・ 位置図
- ・ 平面図、杭配置図、杭断面図、柱状図
- ・ 工法説明カタログ等(任意)

●事前協議に必要な資料

- ・ 工事場所と水道水源の位置関係を明らかにする図書
- ・ 地層及び地下水位並びに工事内容との関係を明らかにする図書
- ・ 施工方法を明らかにする図書

地下工事の届出と事前協議について

■地下工事の対象(市内全域)

【条例規則第7条】

- ・ 杭打ち工事
- ・ 地盤改良工事
- ・ その他、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれがあるとして市長が必要と認める工事

■地下工事の対象(水道水源周辺)

【熊本市上下水道局水道水源周辺工事の事前協議に関する要綱】

- ・ 杭打ち工事(場所打ち杭を含む。)
- ・ 地盤改良工事
- ・ 矢板打ち工事
- ・ 推進工事又はシールド工事
- ・ その他、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼすおそれのある工事

【その他】

- ・ 中高層住宅棟の基礎工事
- ・ 工事に伴う強制排水(ウェルポイントを含む)
- ・ 取水目的の井戸掘削

本市の地下工事の状況

■地下工事の届出数（深さ10m超）

【過去5年の届出状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
届出数	74	66	70	52	69	331

※届出数のうち杭工事・地盤改良工事が約9割

■周辺地盤への影響が確認された事例

- 道路工事【橋脚工事に伴う掘削】
工事中に多量のゆう出水が発生したため、場外に排出しながら工事
➡周辺に大規模な地盤沈下が発生

■地下水への影響が懸念された事例

- 病院の解体【地下基礎解体に伴う掘削】
基礎の撤去部分から地下水がゆう出し、排出しながら工事
➡有識者会議にて地下水への影響が懸念されることから工事を中止

本市の地下工事の状況

■地下工事の事前協議数（水道水源から半径約500m内の地下工事）

（1）【過去5年の事前協議状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
事前協議数	67	63	66	41	63	300
指導数	4	2	1	1	8	16

（2）【（1）のうち深さ10m未満の地下工事における指導状況】

	健軍・庄口水源地（自噴井）	八景水谷水源地（浅井戸）	合計
指導数	2	1	3

※深井戸の水源地周辺における深さ10m未満の地下工事に対する指導は0件

■水道水源に影響を及ぼす可能性があるとして指導した具体的事例

・ 病院新築工事 【杭工事】

地下の重要水脈を支持層として杭工事を予定していたため、支持層の深さの変更を依頼。

➡支持層の深さを重要水脈より浅くし、杭の本数を増やして施工。

現行制度の課題

課題1 対象工事の再整理

届出と事前協議の対象となる地下工事の再整理が必要である。
また、深井戸の水源地周辺の事前協議の対象深さについても再整理が必要である。

課題2 届出後の地下工事の施工状況の把握について

掘削工事等に伴い、ゆう出した地下水を排出し、地下水への影響が懸念される場合があるが、市において届出後の状況を把握する手段がない。

課題3 地下水への影響防止にかかる指導等について

施工者に対する地下水への影響防止のための指導等を条例にどのように位置付けるかを検討する必要がある。



市による地下工事の施工状況の確認と適切な指導ができる体制づくり

対象工事の再整理

届出後の地下工事の
施工状況の確認手法

地下水への影響防止に係る
指導等の条例での位置付け

今回議論いただきたい事項

◆ ポイント1 対象工事の再整理

- ✓ 地下工事の対象工事の見直しを検討する。

◆ ポイント2 届出後の地下工事の施工状況の確認手法

- ✓ 地下工事届出後に実際の施工状況を確認する手法の導入を検討する。

◆ ポイント3 地下水への影響防止に係る指導等の条例での位置付け

- ✓ 地下水への影響を未然に防止するため、市が指導等を行う方法を検討する。

ポイント1 対象工事の見直し

○見直しの方向性

現状を踏まえ、市内全域と水道水源周辺の対象地下工事と深さ規定の再整理を行う。
【対象工事の現状(届出・事前協議の対象)】

対象範囲	深さ規定	地下工事の対象
市内全域 (条例規則)	10m以上	・杭打ち工事 ・地盤改良工事 ・その他
水道水源周辺 (要綱)	なし	・矢板打ち工事 ・推進工事又はシールド工事 ・中高層住宅棟の基礎工事 ・工事に伴う強制排水(ウェルポイントを含む) ・取水目的の井戸掘削

➡ 市内全域と水道水源周辺において対象とする地下工事と深さの見直し

- ※ 過去5年の実績からも深井戸周辺における深さ10m未満の地下工事については指導実績がない為、深井戸周辺の対象深さについても再整理を行う。
ただし、重要水源地や、浅井戸がある水源地についてはこれまで通り深さ規定は設けない。

ポイント2 届出後の地下工事の施工状況の確認手法

○見直しの方向性

施工状況の確認を行うための現地確認やゆう出した地下水の排出状況を把握する。

【地下工事完了後の報告について】

現状、条例に規定なし。

➡ 届出後の状況を把握する手段として、地下工事後の報告制度を導入する。

対象としては、工事による地下水への影響が大きいと想定される、
地下水のゆう出を伴う地下工事を想定

※ゆう出した地下水の排出量を報告させることで、施工業者が排出量を把握することができ、水量・水質への影響だけでなく、周辺の地盤沈下に配慮する効果も期待できる。

【立入調査に関する規定】

条例第25条第1項

市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は市長が委任した者に他人の土地又は建物に立ち入り、地下水又は土壌の状況に関する調査又は検査をさせることができる。

➡ 既に規定があるため、立入調査は可能

ポイント3 地下水への影響防止に係る指導等の条例での位置付け

○見直しの方向性

地下水への影響を未然に防止するために、市がどのように指導等ができるか検討する。

【地下工事における地下水への影響防止に関する規定】

条例第23条第1項 建設工事等において地下工事を行う者は、地下水の水質又は水量の保全に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。

➡ 施工者の責務として規定

【市から施工者への指導等について】

現状、条例に規定なし。

- ※ 現在、行政指導にとどめている理由は、対象地下工事が地下水にどのような影響を及ぼすかを事前に判断することは困難であり、許可制や命令を導入するには「許可の基準」等の判断基準が必要となるが、その設定も困難であるため。
しかし、万が一水道水源等の汚染があった場合には市民生活に重大な支障が生じる可能性があるため、指導や命令を行う仕組みが重要となる。

➡ 地下水への影響が想定される場合の指導等を行う仕組みの検討が必要

本日の議論の整理と今後の検討

【課題】

課題1
地下工事の対象

課題2
届出後の地下工事の施工
状況の確認

課題3
地下工事による地下水への
影響防止にかかる指導等

【論点】

対象工事の再整理

- ・ 市内全域と水道水源周辺において対象とする地下工事と深さの再整理を行う

届出後の地下工事施工状況の確認手法

- ・ 届出後の状況を把握する手段として、地下工事後の報告制度を導入

地下水への影響防止に係る指導等の条例での位置付け

- ・ 地下水への影響が想定される場合の指導等を行う仕組みの検討

【今後の流れ】

第2回委員会 ※今回	第3回委員会	第4回委員会～
・ 各論点について意見聴取と方向性整理	・ 具体案の提示・議論	・ 答申に向けた取りまとめ

(参考) 他自治体の地下工事の規制条例

区分	許可		届出			
市町村名	青森市		名古屋市	岐阜市		熊本市
人口 (水道普及率)	約25万人 (99.7%)		約234万人 (100%)	約40万人 (85.5%)		約74万人 (96.8%)
水源	河川水、地下水		河川	地下水		地下水
条例名称	横内川水道水源保護条例		市民の健康と安全を確保する 環境の保全に関する条例	地下水保全条例		地下水保全条例
目的	水道水源への影響防止		周辺の地盤・地下水位への影響防止	地下水の水質・水位への影響防止		地下水の水質及び水量の保全 への影響防止
対象範囲	水源保護区域 (審議会の意見を踏まえ市長が指定)		市内全域	市内全域		市内全域 (水道水源周辺500m)
対象工事	①さく井工事 ②杭打ち工事 ③その他		揚水機の吐出口の断面積が78cm ² を超える 設備を用いて、ゆう出水を排出する工事	深さ10m以上の掘削で建築面積1,000 m ² を超えるもの又は砂利採取		①杭打ち工事 ②地盤改良工事 ③その他
許可・届出	事前協議 → 許可の申請 → 許可(条件)		届出(7日前) → ゆう出量の報告(工事期間毎月)	届出(7日前)		届出(30日前) 事前協議(水源地周辺500m)
指導等	(許可の内容に反する水源に 影響を及ぼす行為があるとき、事故による水源の汚染の 除去・防止が必要なとき)	措置の指導・勧告	(周辺の地盤・地下水位に 影響があると認めるとき)	工法の変更の指導	(地下水の水質・水量 に影響があると認め られるとき)	住民説明 地下水の水質検査
命令等	(許可に関する指導・勧告に 従わないとき)	改善命令	—	(地下水・公共用水域 の水質・水位に影響 がある場合)	措置命令	—
	(許可を受けないで着手、指 導・勧告に従わないとき)	停止命令				
	(条例に違反したとき)	許可取り消し				
	(事故時の指導・勧告に従わ ないとき)	措置命令				
罰則等	(命令違反)	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	—	(命令違反)	30万円以下の罰金	—
罰則等	(無許可)	20万円以下の罰金	—	(無届)	氏名公表	(無届) 氏名公表

土地取引に係る規制について

令和8年(2026年)7月7日

熊本市 環境局

環境推進部 水保全課

土地取引について

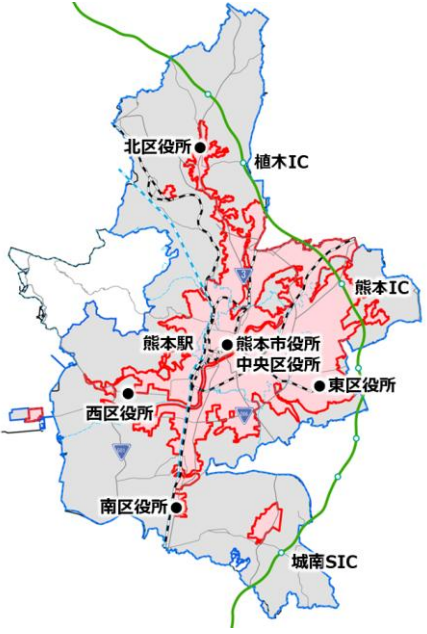
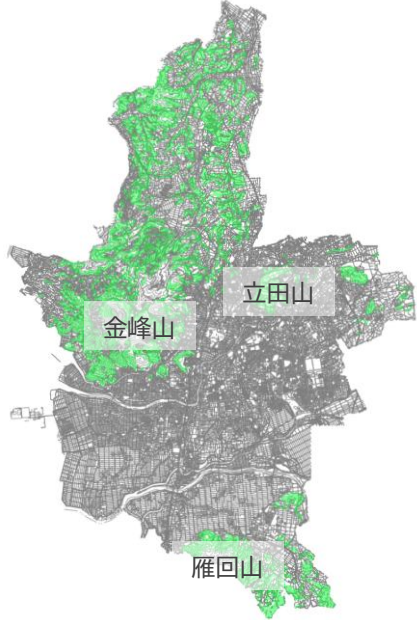
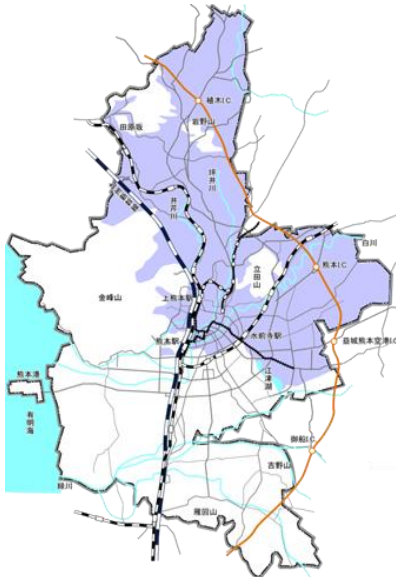
◆土地取引に係る既存の届出制度

土地取引には、目的の異なる複数の制度が整備されている。

	重要土地等調査法	国土利用計画法	熊本県豊かな森林の保全に関する条例
目的	安全保障上重要な区域の土地取引の把握	土地の投機的取引や地価高騰の抑制 適正かつ合理的な土地利用の確保	森林が持つ多面的機能の保全
対象行為	特別注視区域内の土地等の所有権移転等 ※200㎡以上の取引に限定	一定面積以上の土地売買等の契約	森林の所有権等移転等
届出時期	契約締結前 (事前届出制)	契約締結後2週間以内 (事後届出制)	契約締結30日前 (事前届出制)
届出先	内閣総理大臣(内閣府)	熊本市長(熊本市)	熊本県知事(熊本県)
届出内容	氏名・住所・国籍 所在・面積・利用目的等	氏名・住所・国籍・所在・面積 利用目的・対価の額 等	氏名・住所・所在・面積・利用目的 等
指導助言	- 必要に応じて、当該土地等の利用に関し<u>報告又は資料の提出</u>を求めることが可能 - 国が適切な管理を行う必要が認められる場合、<u>所有権等の買取、その他必要な措置を講ずるよう努める。</u>	- 適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合は、<u>利用目的の変更の勧告</u>が可能 - 合理的な土地利用を図るために必要な<u>助言</u>が可能 ➡<u>地下水水質・水量保全について助言</u> 水質汚濁防止法/土壌汚染対策法 開発行為に伴う地下水涵養対策	- 必要に応じて、<u>報告の徴取・立ち入り調査</u>等を実施 <u>市町村への届出受理通知</u>と必要に応じて<u>意見聴取</u> - 森林保全のために必要な事項の<u>助言</u> ※令和8年3月25日施行 ※制度運用は令和8年9月ごろ開始

土地取引について

◆既存の届出制度の対象区域・要件

重要土地等調査法	国土利用計画法	熊本県豊かな森林の保全に関する条例	【参考】 熊本市地下水保全条例 (かん養促進地域)
市内の特別注視区域 ・健軍駐屯地周辺 ・自衛隊熊本病院周辺 ・北熊本駐屯地周辺	一定の面積規模を超えるもの ・市街化区域 2,000m² 以上 ・市街化調整区域5,000m² 以上 ・都市計画区域外10,000m² 以上	森林法第5条で規定される森林 (例)金峰山周辺/立田山周辺 雁回山周辺/市内北部	※地下水かん養能力がが他地域と比べて高いと評価できる地域
	 都市計画区域 市街化調整区域 市街化区域 行政区境界	 市内の5条森林 (熊本市地図情報サービス)	 かん養促進地域 熊本電鉄 高速道路 市電 新幹線 主要な道路 JR 主要な河川

(参考)土地取引について

◆土地利用に関する規制

土地利用に関する規制については、自然環境の保護を目的とした制度が整備されている。

熊本市風致地区内における 建築等の規制に関する条例

- 都市における良好な自然環境を維持し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを図る制度
- 本市では、水前寺・江津湖・八景水谷・立田山・本妙寺山花岡山・万日山、千金甲の7地区を風致地区に指定
- 地区内で以下の行為を行う場合、許可が必要

- ✓ 建築物等の新築・増改築
- ✓ 宅地造成
- ✓ その他土地の形質の変更
- ✓ 木竹の伐採
- ✓ 土石の類の採取
- ✓ 水面の埋立て又は干拓
- ✓ 建築物等の色彩変更
- ✓ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

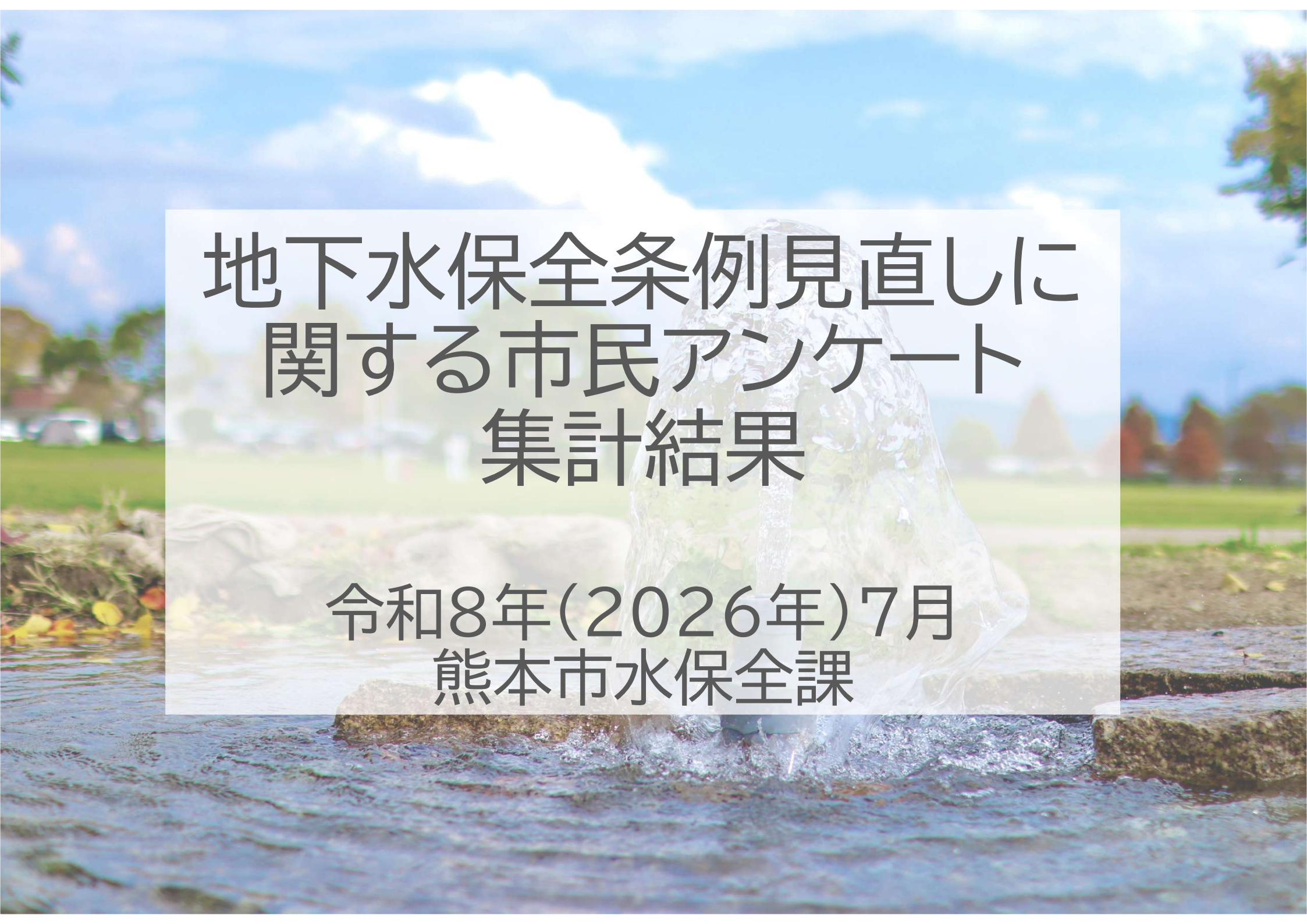


熊本市緑地保全及び 緑化の推進に関する条例

- 良好な自然環境を形成し、市民の健康で快適な生活に寄与するため、緑地の保全及び緑化の推進を図る制度
- 野生動物の生息地、河川・湖沼・湧水地等水辺景観が優れている地域等を環境保護地区として指定
- 地区内で以下の行為を行う場合は、届出が必要
 - ✓ 建築物等の新築・増改築
 - ✓ 宅地造成
 - ✓ その他土地の形質の変更
 - ✓ 木竹の伐採又は委嘱
 - ✓ 土石の類の採取
 - ✓ 水面の埋立て又は干拓
- 開発行為や敷地面積500㎡以上の建築物等の建築は緑化推進に関する事前協議の対象となる。

※現在制度の見直しが進められている

土地取引については、既存の届出制度で一定の把握が可能
土地利用についても行為の許可や届出により、自然環境の保護が図られている



地下水保全条例見直しに 関する市民アンケート 集計結果

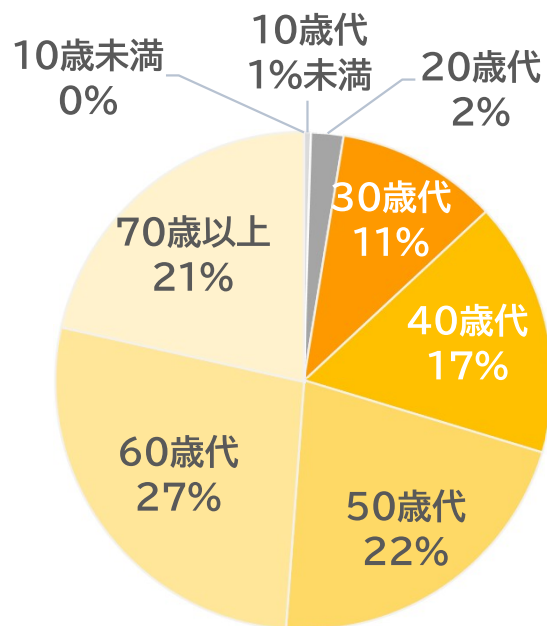
令和8年(2026年)7月
熊本市水保全課

アンケート概要

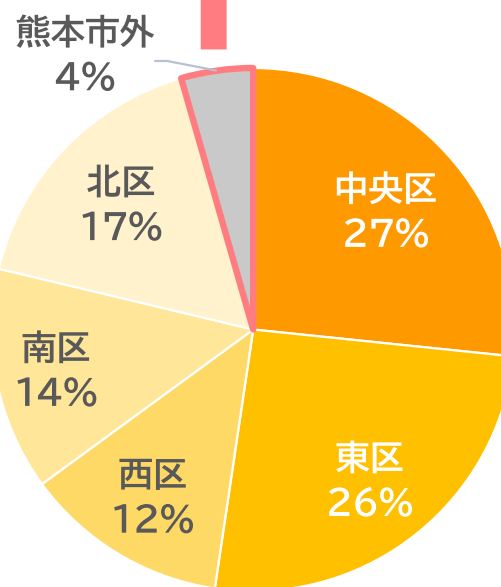
実施目的	熊本市地下水保全条例の見直しの参考とするため、市民の地下水に関する意識や考えを調査するもの。
アンケート方法	(回答方法) Web又は各区役所設置の回答用紙 ※市ホームページやLINE配信にて周知 (回答期間) 令和8年5月25日～令和8年6月25日
回答者数	430人

回答(基本情報)

Q1 回答者の年齢

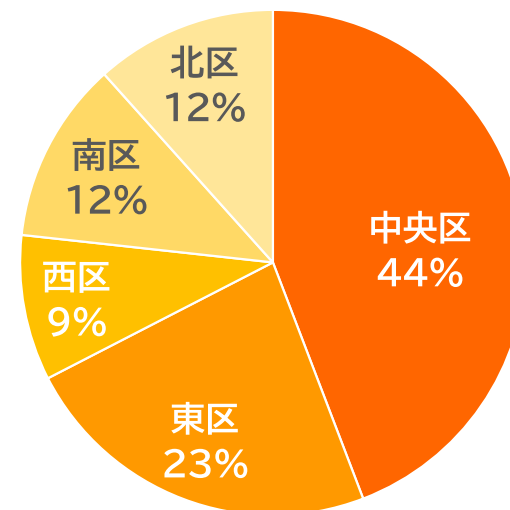


Q2 回答者の居住地域



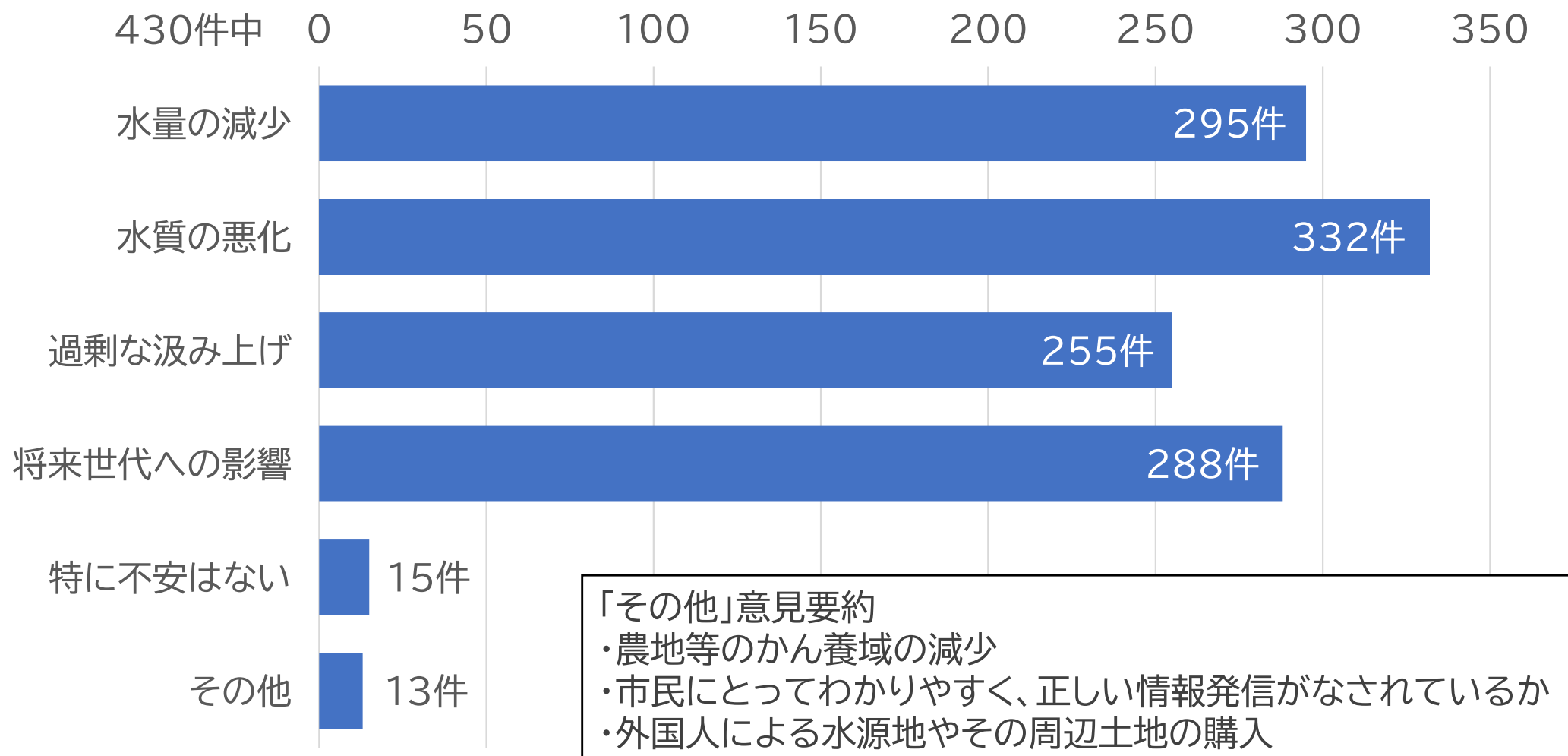
(Q2で熊本市外と答えた方)

Q3 回答者の熊本市内の勤務地または就学地



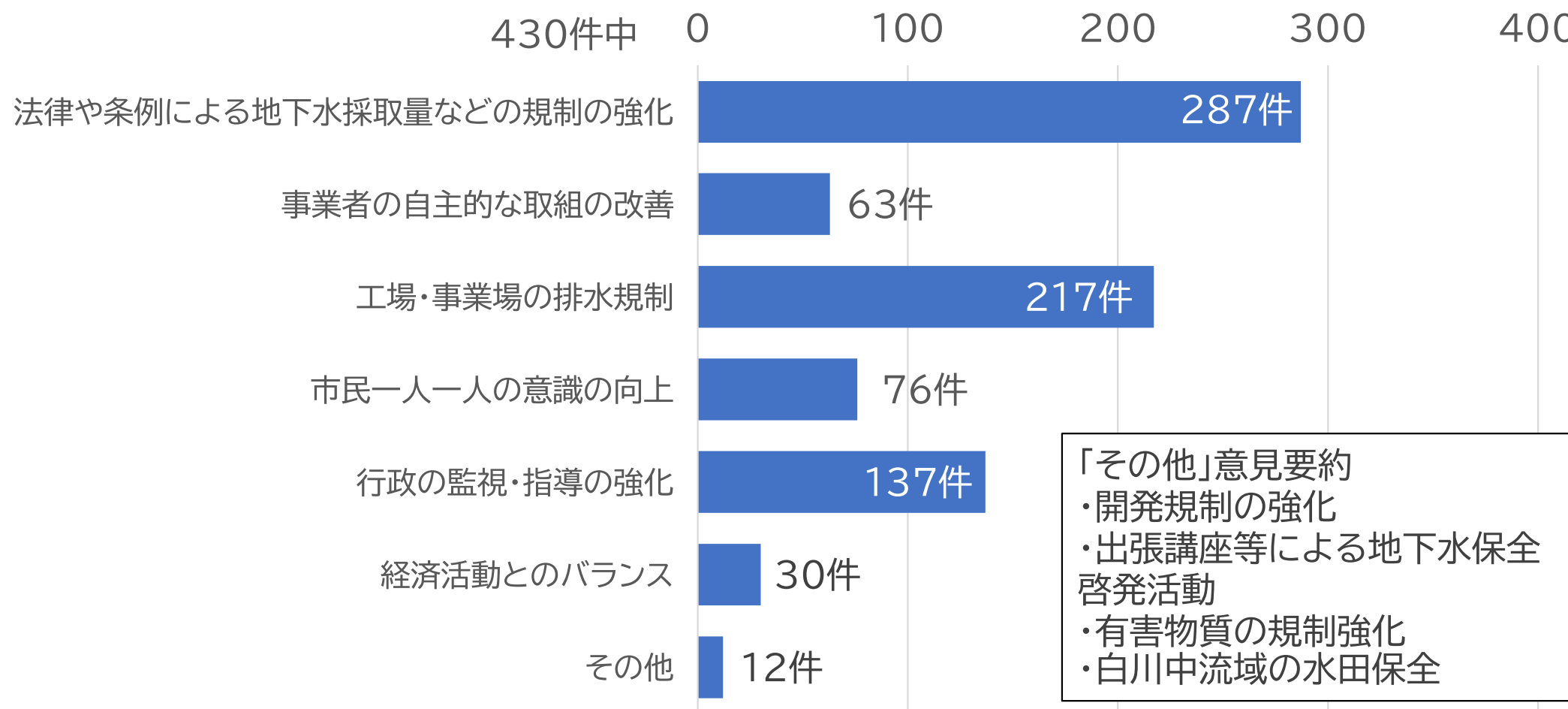
回答(地下水について)

Q4 地下水に関して、不安に感じることはありますか。(複数選択可)



回答(地下水について)

Q5 地下水を将来にわたって守るためには、何が重要だと思いますか。
(最大2つまで)



回答(湧水について)

Q6 湧水地について、心配に思うことはありますか。(複数選択可)

430件中 0 50 100 150 200 250 300 350

湧水量の減少 305件

水質の悪化 278件

開発や土地利用の影響 262件

維持管理 41件

特に心配はない 13件

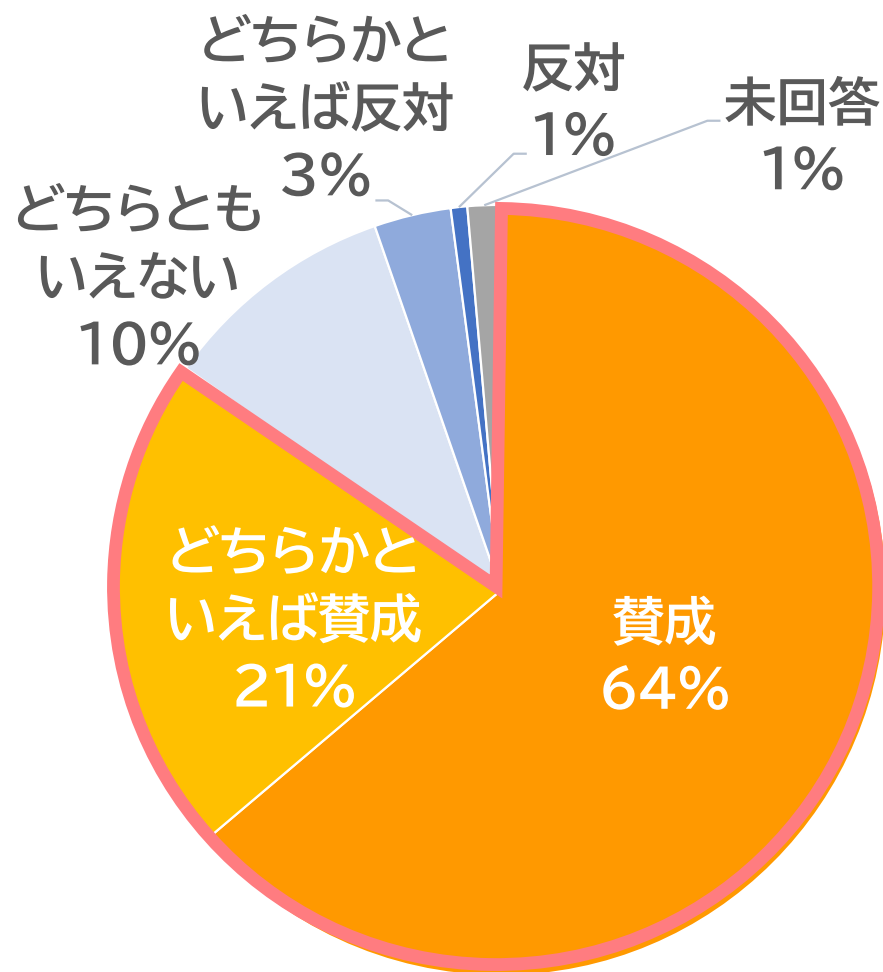
その他 14件

「その他」意見要約

- ・外国人による土地取得・水源利用(買収・商業利用)
- ・生態系や将来世代への影響(健康・遺伝への影響含む)
- ・景観の悪化

回答(条例見直しについて)

Q7 地下水を守るために、地下水採取や、杭打ち工事などの地下工事に対する規制を強化することについてどう思いますか。



回答者の85%が
賛成

回答(条例見直しについて)

Q8 規制を「強化」するとした場合、特に重要だと思う点は何ですか。
(最大2つまで)

